

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

新株予約権等の状況 連 結 注 記 表 個 別 注 記 表

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス

「新株予約権等の状況」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト

(アドレス<http://www.hd.square-enix.com/jpn/ir/stock/shareholdersmeeting.html>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

新株予約権等の状況

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

- (1) 平成20年7月31日開催の取締役会決議による2008年8月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)
 - ・新株予約権の数 99個
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 9,900株 (新株予約権1個につき100株)
- (2) 平成21年9月29日開催の取締役会決議による2009年10月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)
 - ・新株予約権の数 260個
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 26,000株 (新株予約権1個につき100株)
- (3) 平成22年7月29日開催の取締役会決議による2010年8月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)
 - ・新株予約権の数 310個
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 31,000株 (新株予約権1個につき100株)
- (4) 平成23年6月22日開催の取締役会決議による2011年7月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)
 - ・新株予約権の数 310個
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 31,000株 (新株予約権1個につき100株)
- (5) 平成24年6月26日開催の取締役会決議による2012年7月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)
 - ・新株予約権の数 260個
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 26,000株 (新株予約権1個につき100株)
- (6) 平成24年7月30日開催の取締役会決議による2012年8月新株予約権
(ストックオプション)
 - ・新株予約権の数 220個
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 22,000株 (新株予約権1個につき100株)
- (7) 平成26年8月28日開催の取締役会決議による2014年9月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)
 - ・新株予約権の数 160個
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 16,000株 (新株予約権1個につき100株)
- (8) 平成27年6月24日開催の取締役会決議による2015年7月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)
 - ・新株予約権の数 210個
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 21,000株 (新株予約権1個につき100株)
- (9) 平成27年6月24日開催の取締役会決議による2015年7月新株予約権
(ストックオプション)
 - ・新株予約権の数 820個
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 82,000株 (新株予約権1個につき100株)
- (10) 平成28年6月24日開催の取締役会決議による2016年7月新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)
 - ・新株予約権の数 210個
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 21,000株 (新株予約権1個につき100株)

(11)平成28年6月24日開催の取締役会決議による2016年7月新株予約権
(ストックオプション)

- ・新株予約権の数 1,060個
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 106,000株 (新株予約権1個につき100株)

当社役員の保有する新株予約権の区分別合計

	種 類 (行使価額)	行 使 期 間	個 数	保 有 者 数
取 締 役 (社外取締役を除く)	上記(1) (1円)	平成20年8月22日から 平成40年8月21日まで	99個	3名
	上記(2) (1円)	平成21年10月22日から 平成41年10月21日まで	260個	3名
	上記(3) (1円)	平成22年8月24日から 平成42年8月23日まで	310個	3名
	上記(4) (1円)	平成23年7月22日から 平成43年7月21日まで	310個	3名
	上記(5) (1円)	平成24年7月27日から 平成44年7月26日まで	260個	3名
	上記(6) (1,515円)	平成26年7月31日から 平成29年7月30日まで	20個	1名
	上記(7) (1円)	平成26年9月26日から 平成46年9月25日まで	140個	4名
	上記(8) (1円)	平成27年7月17日から 平成47年7月16日まで	190個	4名
	上記(10) (1円)	平成28年7月21日から 平成48年7月20日まで	190個	4名
	上記(7) (1円)	平成26年9月26日から 平成46年9月25日まで	20個	2名
社 外 取 締 役	上記(8) (1円)	平成27年7月17日から 平成47年7月16日まで	20個	2名
	上記(10) (1円)	平成28年7月21日から 平成48年7月20日まで	20個	2名

(注) 1. 職務執行の対価として交付された新株予約権である上記(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)、(8)及び(10)の行使の条件及び取得事由は、以下のとおりであります。

・新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降1年間（ただし、上記行使期間内とする。）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に係らず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）であって、かつ、かかる議案承認の結果、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失する場合又は再編対象会社の新株予約権が交付されない場合、当該承認日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

・新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができます。ただし、上記(7)、(8)及び(10)については、当社は、新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合、当該新株予約権を無償で取得することができます。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができます。ただし、上記(10)については、これら議案に加え、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る）承認の議案若しくは特別支配株主による株式売渡請求承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）においても、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができます。

2. 職務執行の対価として交付された新株予約権である上記(6)、(9)及び(11)の行使の条件及び取得事由は、以下のとおりであります。

・新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。また、上記(6)又は(9)を保有する新株予約権者のうち、米国カリフォルニア州に在住する者については、自己の都合によりその地位を退いた場合は、その日より30日以内において、重度の障害によりその地位を退いた場合はその日より6ヶ月以内において、それぞれ新株予約権を行使できるものとし、上記(11)を保有する新株予約権者のうち、国外に居住する者については、居住する国又は州の法令に基づき、その地位の喪失後も新株予約権の行使が許容される場合、当該法令の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人（以下「相続人」という。）は新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、相続人が新株予約権割当契約の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとし、新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。

新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

・新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権者又は相続人が権利行使をする前に上記新株予約権の行使の条件の規定により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合において、当社取締役会が別途取得日を定めたときは、当該取得日に、当該新株予約権者又は当該相続人のみが有する新株予約権の全部を無償で取得することができます。ただし、上記(9)及び(11)については、当社は、新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合、当該新株予約権を無償で取得することができます。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議

案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案若しくは新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）において、当社取締役会が別途取得日を定めたときは、当該取得日に取得日時点で残存する新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、上記(11)については、これら議案に加え、新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る）承認の議案又は特別支配株主による株式売渡請求承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）においても、当社取締役会が別途取得日を定めたときは、当社は、当該取得日に取得日時点で残存する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

3. 上記(6)は、取締役が使用人として在籍中に付与されたものであります。

2. 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

平成28年6月24日開催の取締役会決議による2016年7月新株予約権（ストックオプション）

- ・ 交付された者の人数及び新株予約権の数
21名（うち当社使用人5名、子会社の役員及び使用人16名）
1,160個（うち当社使用人分100個、子会社の役員及び使用人分1,060個）
- ・ 新株予約権の目的となる株式の数
116,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・ 新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 329,000円（1株当たり3,290円）
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
平成30年6月25日から平成33年6月24日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件及び取得事由

新株予約権の行使の条件及び取得事由は、上記1.（注）2.に記載のとおりであります。

（注） 平成29年3月31日現在において交付時より新株予約権の数が100個減少しておりますが、減少の理由は交付された者の退職によるためであります。

3. その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 24社
- ・主要な連結子会社の名称 SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.
株式会社スクウェア・エニックス
株式会社タイトー
株式会社スマイルラボ
SQUARE ENIX, INC.
SQUARE ENIX LTD.
SQUARE ENIX (China) CO., LTD.
CRYSTAL DYNAMICS, INC.
EIDOS INTERACTIVE CORP.
IO INTERACTIVE A/S

(注) SQUARE ENIX OF EUROPE HOLDINGS LTD.、CORE DESIGN LTD.、IRONSTONE PARTNERS LTD.、ROCKPOOL GAMES LTD. 及び SOGOPLAY LTD. は、当連結会計年度において清算終了したため、連結の範囲から除外しております。SQUARE ENIX WEBSTAR NETWORK TECHNOLOGY (BEIJING) CO., LTD. は、重要性が低下したこと及び清算手続き中のため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社Tokyo RPG Factory
株式会社スタジオイストリア
株式会社スクウェア・エニックスモバイルスタジオ
株式会社スクウェア・エニックス・ビジネスサポート
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社Tokyo RPG Factory
株式会社スタジオイストリア
株式会社スクウェア・エニックスモバイルスタジオ
株式会社スクウェア・エニックス・ビジネスサポート
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、SQUARE ENIX (China) CO., LTD.、北京易通幻龍網絡科技有限公司及びSQUARE PICTURES, INC. の決算日は12月末日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、12月末日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

なお、連結子会社のうち、SQUARE ENIX WEBSTAR NETWORK TECHNOLOGY (BEIJING) CO., LTD. の決算日は12月末日ですが、連結計算書類の作成に当たって、同社については、決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

- ・商品及び製品

月別総平均法による原価法

なお、一部連結子会社は主として移動平均法による原価法

ただし、アミューズメント機器は、個別法による原価法

- ・コンテンツ制作勘定

個別法による原価法

- ・原材料、仕掛品

移動平均法による原価法

- ・貯蔵品

最終仕入原価法

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。また、海外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

工具、器具及び備品 2～20年

アミューズメント機器 3～5年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。当社及び一部連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

ハ. 返品調整引当金

一部連結子会社は、出版物の返品による損失に備えるため、当連結会計年度以前の実績に基づき必要額を計上しております。また、ゲームソフトの返品等による損失に備えるため、タイトルごとに将来の返品等の可能性を勘案して、損失の見込額を計上しております。

ニ. 店舗閉鎖損失引当金

一部連結子会社は、閉鎖を決定した店舗等の、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

ホ. 役員退職慰労引当金

当社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法は、退職給付債務の算定にあたり、当社及び一部連結子会社は、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生の翌連結会計年度に一括費用処理しております。また、一部の連結子会社は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により、それぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１年又は５年）による按分額を費用処理しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ハ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

ニ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

34,527百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	122,299千株	73千株	－ 千株	122,373千株

(注) 普通株式の発行済株式の株式数の増加73千株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成28年5月18日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 4,635百万円
- ・ 1株当たり配当額 38円
- ・ 基準日 平成28年3月31日
- ・ 効力発生日 平成28年6月3日

ロ. 平成28年11月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 1,220百万円
- ・ 1株当たり配当額 10円
- ・ 基準日 平成28年9月30日
- ・ 効力発生日 平成28年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成29年5月17日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

- ・ 配当金の総額 4,882百万円
- ・ 1株当たり配当額 40円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 基準日 平成29年3月31日
- ・ 効力発生日 平成29年6月2日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成20年7月31日取締役会決議 による2008年8月新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成21年9月29日取締役会決議 による2009年10月新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	9,900株	26,000株
新株予約権の残高	99個	260個
	平成22年7月29日取締役会決議 による2010年8月新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成23年6月22日取締役会決議 による2011年7月新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	31,000株	31,000株
新株予約権の残高	310個	310個
	平成24年6月26日取締役会決議 による2012年7月新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成24年7月30日取締役会決議 による2012年8月新株予約権 (ストックオプション)
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	26,000株	22,000株
新株予約権の残高	260個	220個
	平成26年8月28日取締役会決議 による2014年9月新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成27年6月24日取締役会決議 による2015年7月新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	16,000株	21,000株
新株予約権の残高	160個	210個
	平成28年6月24日取締役会決議 による2016年7月新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	
目的となる株式の種類	普通株式	
目的となる株式の数	21,000株	
新株予約権の残高	210個	

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等市場リスクの低い商品に限定し、資金調達については金融機関からの借入によっております。為替予約取引は外貨取引金額の範囲内で行っており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクに関しては、各グループ会社の販売管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

差入保証金に係る取引先の信用リスクは、取引先の信用状況を継続的にモニターすることにより、リスク低減を図っております。なお、差入保証金は、主に本社及び事業所の社屋の賃借に伴う差入保証金であります。

支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日の営業債務であります。支払手形及び買掛金、並びに未払法人税等に関する決済時の流動性リスクは、毎月資金繰計画を見直す等の方法によりリスクを回避しております。

短期借入金は、短期的な事業資金に充当するものであります。

デリバティブ取引は、主として外貨建ての営業取引に係わる為替の変動リスクを回避することを目的とした先物為替予約をヘッジ手段として利用しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	129,364	129,364	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(※)	26,053 △314		
受取手形及び売掛金 (純額)	25,739	25,739	—
(3) 投資有価証券	748	748	—
(4) 差入保証金 貸倒引当金(※)	9,204 △137		
差入保証金 (純額)	9,066	8,976	△90
(5) 支払手形及び買掛金	14,220	14,220	—
(6) 短期借入金	8,437	8,437	—
(7) 未払法人税等	1,665	1,665	—

(※) 受取手形及び売掛金、並びに差入保証金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券は上場株式であり、時価は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価は、差入額を返還までの期間及び差入先の信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、並びに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額31百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

開示すべき重要な事項はありません。

7. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	1,485円56銭
(2) 1 株当たり当期純利益	164円20銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都新宿区他	遊休資産	アミューズメント機器	80
		その他(無形固定資産)	0
東京都新宿区他	処分予定資産	アミューズメント機器	1
福岡県福岡市他	処分予定資産	建物	3
英国	その他	その他(無形固定資産)	351
合計			437

上記以外に減損損失424百万円を、関係会社整理損に含めております。

アミューズメント事業では、直営店、レンタル店、フランチャイズ店、アミューズメント機器製造販売等の個々の事業部をグルーピングの単位とし、その他の事業では事業の関連性によるグルーピングを行っております。事業の用に供していない遊休資産及び処分予定資産については、これらとは別に個々にグルーピングしております。

上表のうち、遊休資産に関しては帳簿価額に対して市場価額が著しく下落し、かつ、今後の使用見込みが未確定なものであるため、回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。処分予定資産に関しては、投資額の回収が見込めなくなったと判断し、当該回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。無形固定資産に関しては、市場環境の変化を織り込んで資産価値の再評価を行ったことから、回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。なお、回収可能価額の算定にあたっては正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、合理的に算定された市場価格等によっており、使用価値は、回収可能性が認められないため、ゼロとして評価しております。

(2) 関係会社整理損

当連結会計年度における特別損失の「関係会社整理損」は、連結子会社であるIO INTERACTIVE A/Sの事業の撤退を決議したことに伴う損失額であります。その内訳は、コンテンツ評価損3,335百万円、無形資産の減損損失424百万円、人員整理費用717百万円、その他421百万円であります。

なお、内訳における固定資産の減損損失については次のとおりであります。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
英国	その他	その他(無形固定資産)	424

無形固定資産に関しては、市場環境の変化を織り込んで資産価値の再評価を行ったことから、回収可能価額まで帳簿価額を引き下げております。なお、回収可能価額の算定にあたっては使用価値により測定しております。使用価値は、回収可能性が認められないため、ゼロとして評価しております。

(3) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・ 時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 16～23年

建物附属設備 8～18年

工具、器具及び備品 5～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

ソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生の翌事業年度に一括費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による按分額を費用処理しております。

・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

299百万円

(2) 偶発債務

当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD. のARVATO ENTERTAINMENT EUROPE GmbHに対する金銭債務につき、4百万ユーロを上限とする根保証を行っております。なお、平成29年3月末現在発生している債務は14百万円(0百万英ポンド)であります。

当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD. の株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入につき、60百万英ポンドを上限とする根保証を行っております。なお、平成29年3月末現在発生している債務は8,437百万円(60百万英ポンド)であります。

当社は、連結子会社であるSQUARE ENIX LTD. 等のSONY INTERACTIVE ENTERTAINMENT EUROPE LTD. 他1社に対する一切の債務につき、根保証を行っております。なお、平成29年3月末現在発生している債務は45百万円(0百万ユーロ)であります。

当社は、連結子会社である株式会社タイトーの株式会社三菱東京UFJ銀行との電子手形取引に係る一切の債務につき、5,000百万円を上限とする根保証を行っております。なお、平成29年3月末現在発生している債務は、2,995百万円であります。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりであります。

(区分掲記されているものを除く)

① 短期金銭債権

4,250百万円

② 短期金銭債務

52百万円

③ 長期金銭債務

1,761百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高（区分掲記されているものを除く）

① 営業収入	11,394百万円
② 営業費用	26百万円
③ 営業取引以外の取引高	238百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	313千株	2千株	0千株	316千株

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。
自己株式の数の減少は、単元未満株式の売渡しによる減少分であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、会社分割に伴う子会社株式に係る一時差異であります。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
				役員 の兼任等				
子会社	SQUARE ENIX LTD.	145百万 英ポンド	(所有) 100	有り	貸付金の利息 債務保証 注2	50 8,437	関係会社長期貸付金	4,202
子会社	株式会社スクウェア・エニックス	1,500 百万円	(所有) 100	有り	資金の返済 貸付金の利息 配当収入 ロイヤリティ収入等 施設利用料等 連結納税に係る未収入金放棄	2,000 7 5,878 5,271 149 2,279	関係会社長期貸付金 — 営業未収入金 その他(流動資産) その他(流動資産)	— — 1,494 20 2,125
子会社	株式会社タイトー	50 百万円	(所有) 100	有り	債務保証 注3	2,995	—	—
子会社	SQUARE ENIX WEBSTAR NETWORK TECHNOLOGY (BEIJIN) CO., LTD.	33 百万 中国元	(所有) 60	有り	残余財産の分配 (清算配当) 注4	325	—	—
子会社	Shinra Technologies, Inc.	10 米ドル	(所有) 100	有り	残余財産の分配 (清算配当) 注5	69	—	—
子会社	株式会社 Tokyo RPG Factory	260 百万円	(所有) 100	有り	連結納税に係る未払金免除	62	—	—
子会社	株式会社スマイルラボ	10 百万円	(所有) 100	無し	連結納税に係る未払金免除	49	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 子会社との取引については、一般取引と同様、市場価格等に基づき交渉の上、決定しております。また、資金の貸付については、市場金利を基準として個別に決定した利率を適用しております。
2. 銀行借入につき、債務保証を行ったものであり、「取引金額」は平成29年3月末残高であります。なお、保証料の受領はしていません。
3. 電子手形取引につき、債務保証を行ったものであり、「取引金額」は平成29年3月末残高であります。なお、保証料の受領はしていません。
4. SQUARE ENIX WEBSTAR NETWORK TECHNOLOGY (BEIJIN) CO., LTD. については清算手続き中であります。
5. Shinra Technologies, Inc. については清算手続き中であります。

(2) 役員及び主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者	Philip Timo Rogers	(被所有)	当社取締役	ストックオプションの行使	72	—	—
		直接 —					
	佐々木通博	(被所有)	当社子会社 監査役	ストックオプションの行使	11	—	—
		直接 0.00					
		間接 —					

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 平成23年8月5日開催の取締役会決議及び平成24年7月30日開催の取締役会決議により、付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。
- なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 982円60銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 67円78銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。